

団体割引

20%  
適用!



# 日本糖尿病学会の団体保険制度 勤務医師賠償責任保険

(医師賠償責任保険)

割安な保険料

団体割引最大の  
20%適用。

簡単な加入手続き

同封の返信封筒にて「加入依頼書兼口座振替依頼書」をご提出いただくだけで、簡単にご加入手続きいただけます。

中途加入が可能

毎月20日締切で  
翌月1日を補償開始日  
として、ご加入いただけます。

「刑事弁護士費用も補償されます。詳しくはP.5「◆保険の内容」をご参照ください。」

**保険期間** 平成30年5月1日午後4時～平成31年5月1日午後4時(1年間)

**加入締切日** 1次締切 保険料口座振替の場合：平成30年1月19日  
2次締切 保険料お振込みの場合：平成30年4月20日

問い合わせ先

〈取扱保険代理店〉

**株式会社カイトー**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6 西新宿K-1ビル

E-Mail: med.lia-ins@kaito.co.jp

TEL:03-3369-8811 / FAX:03-3369-8851

受付時間 平日午前8時50分から午後5時20分

〈引受保険会社〉

**東京海上日動火災保険株式会社** (担当課) 広域法人部法人第二課

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4

TEL:03-3515-4153

# 日本糖尿病学会の 勤務医師賠償責任保険 団体保険制度

近年、勤務医に対する訴訟リスクは高まっており、  
訴訟が起きても病院側の負担のみという時代ではありません！  
勤務医個人の備えとして、「勤務医師賠償責任保険」への  
**ご加入をおすすめします！**

## 背景

- ・医師個人の責任を追及して、真相を究明したいと考える患者・家族が増えてきていることが挙げられます。
- ・病院の経営状況も深く関係しています。訴訟中に経営破たんするケースも少なくありません。そうなると、原告側としては、勝訴した際の賠償金を確実にするために、病院だけでなく担当医も共同被告として連名で訴えざるを得ないという状況もあります。



## 糖尿病関連のおもな事故事例

	医師の診断(治療)	訴訟まで	判決
1	高血圧等の診断で治療開始の女性患者。血糖値が高値であったが、ブドウ糖負荷試験をすることもなく、それほど重くない糖尿病であると判断。患者が太っていたため生活指導のみ。	交通事故がきっかけで糖尿病性腎症の悪化が判明、6年後に慢性腎不全により死亡。	患者本人の慰謝料として1600万円。
2	25歳、体重130kgの肥満男性。体調不調で入院。糖尿病ケトアシドーシスと診断され経静脈栄養法(IVH)輸液管理が始まった。	IVH挿入から12時間後の深夜に不穏状態となって点滴を自己抜去。自宅で報告を受けた担当医師は点滴再開の指示を出さずにいたところ、翌日、心肺停止状態となり、他院へ転院されるも多臓器不全で死亡。	患者側8267万円の請求に対し7672万円の支払命令。

※上述の判決額は、被告(病院)への判決額(損害賠償金)であり、医師個人に対する判決額(損害賠償金)ではありません。

団体割引適用により、個人で加入するより保険料が**20%割引**になります。

**例** 糖尿病学会の団体保険制度にご加入いただくことで、

Sタイプにご加入の場合 **- 12,890円**

Aタイプにご加入の場合 **- 10,160円**

個人で加入するより  
**こんなに  
割安!!**



\*ご加入者数が500名を下回った場合には、保険料の引き上げまたは支払限度額の引き下げ等の変更をさせていただきます。  
詳細はP3の保険料表をご覧ください。

# 勤務医師賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款+医師特別約款)

## 1 加入資格

本団体保険制度に加入できるのは、日本糖尿病学会会員の勤務医師の方に限ります。

(※)日本医師会A①会員<sup>(※1)</sup>、A②会員(B)<sup>(※2)</sup>およびA②会員(C)<sup>(※3)</sup>の先生は日医医師賠償保険にご加入されていますので、本保険にご加入をご希望の場合は、取扱保険代理店(株)カイトーまで、ご相談ください。

(※1)日本医師会A①会員とは、病院、診療所の開設者、管理者およびこれに準ずる方で、日本医師会A①会員の会費を支払っている先生です。

(※2)日本医師会A②会員(B)とは、勤務医の先生で、日医保険に加入している先生です。

(※3)日本医師会A②会員(C)とは、医師法に基づく研修医の先生で、日医保険に加入している先生です。

日本糖尿病学会の会員ですか。

NO → ご加入いただけません

YES

病院、診療所に勤務されている勤務医ですか。

NO → ご開業の先生には別の保険をご用意しております。取扱保険代理店(株)カイトーまでお問い合わせください。

YES

日本医師会の会員ですか。

A会員の方

すでに日医保険に加入していっしょいます。

P3の「加入タイプ別保険料表」に記載のMタイプ(100万円)の加入をご検討いただくか、別途ご相談を受けつけますので取扱保険代理店までお問い合わせください。

NO

or

B会員の方

or

C会員の方

ご加入いただけます。

取扱保険代理店連絡先

(株)カイトー TEL03-3369-8811

## 2 勤務医師賠償責任保険とは

被保険者(補償を受けられる方)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務によって患者の身体に障害(死亡を含みます。)が発生したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、患者の身体の障害が保険期間中に発見された場合に限りです。

訴訟費用、  
弁護士費用



被害者の治療費、  
休業損害、慰謝料

刑事弁護士費用も補償もされます。  
詳しくはP. 5「◆保険の内容」をご参照ください。

### 3 支払限度額および年間保険料

団体割引**20%**適用

加入タイプ	支払限度額		免責金額 (自己負担額)	年間保険料
	対人1事故	保険期間中		加入者500名以上
Sタイプ	2億円	6億円	0円	51,570円
Aタイプ	1億円	3億円	0円	40,660円
Mタイプ	100万円	300万円	0円	6,010円

保険期間開始日の加入者数に応じて、団体割引率は変更になります。ご加入者数が500名を下回った場合には、保険料の引き上げまたは支払限度額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。  
詳細については、取扱保険代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

### 4 団体保険制度 新規・更新加入手続きのご案内

加入方法	<b>新規申し込みのお客様</b> ●加入依頼書兼口座振替依頼書(本パンフレット最終ページ) ※ご記入・ご捺印のうえ、同封の返信用封筒で取扱保険代理店(株)カイトー宛にご提出ください。 ※預金口座振替依頼書部分(下半分)には、口座届出印を鮮明にご捺印ください。 ※会員番号欄に、日本糖尿病学会の会員番号を必ずご記入ください。
	<b>更新のお客様</b> ●現在ご加入の方につきましては、加入締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は本パンフレット等に記載の補償内容・保険料にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。 変更がある場合のみ変更連絡票(取扱保険代理店よりご送付いたします)をご提出ください。
	<b>ご加入内容をご確認ください</b> ●ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。 また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一、誤りがありましたら、取扱保険代理店までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。
加入締切日	平成 <b>30年1月19日</b> (1次締切) 加入依頼書兼口座振替依頼書 日本糖尿病学会返信必着
保険期間	平成 <b>30年5月1日</b> 午後4時～平成 <b>31年5月1日</b> 午後4時(1年間)
保険料の払込	平成 <b>30年3月27日</b> 年間保険料口座振替
	上記日程にご指定の口座から引落とし、保険料に充当いたします。 ※口座振替は収納代行会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)を通じて行います。

※平成30年1月20日～平成30年4月20日(2次締切)の期間は、保険料のお振込にてご加入いただけます。  
詳細は下記取扱保険代理店までお問い合わせください。(振込手数料はご依頼人がご負担ください。)  
取扱保険代理店連絡先 (株)カイトー TEL03-3369-8811

#### ご注意

●ご加入後、加入内容変更や脱退(開業した場合等)を行う際には、変更日・脱退日より前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。

取扱保険代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱保険代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

勤務医師賠償責任保険は日本糖尿病学会を契約者とし、日本糖尿病学会会員の勤務医師の皆様を被保険者とする医師賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本糖尿病学会が有します。  
加入者票:補償開始後、1か月経過しても加入者票が届かない場合は、取扱保険代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

「勤務医師賠償責任保険」の保険約款は、取扱保険代理店(株)カイトーのホームページに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。  
【ホームページ】▶[http://www.kaito.co.jp/doctor/info\\_tounyou.html](http://www.kaito.co.jp/doctor/info_tounyou.html)

## 5 団体保険制度 中途加入手続きのご案内

加入方法	4の「新規申し込みのお客様」の場合と同じ
加入締切日	毎月 <b>20日</b> (下記をご参照ください) ●加入依頼書兼口座振替依頼書 必着 ●保険料(振込)着金
補償期間	加入締切日の翌月 <b>1日午後4時</b> ～平成 <b>31年5月1日午後4時</b> (例)12月10日申込→1月1日から補償開始
保険料の払込	日本糖尿病学会保険料口座へお振込みください。 保険料、振込先は取扱保険代理店へお問い合わせください。(振込手数料はご依頼人がご負担ください。)

### ◆ 中途加入

#### 中途加入をご希望される方へ

保険期間の途中から加入することも可能です。この場合の保険料はご加入月から平成**31年5月1日**までの、残り月数に応じて月割計算となります。

また、保険期間の途中で加入する場合には、当月の**20日**までにお申込をいただき翌月1日午後4時からの補償開始となります。

#### ● 中途加入保険料 平成30年6月1日以降の中途加入をご希望の場合(団体割引**20%**適用)

加入締切日	5月18日まで	6月20日まで	7月20日まで	8月20日まで	9月20日まで	10月19日まで
補償開始日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日
保険料(一時払)	Sタイプ	<b>47,270円</b>	<b>42,980円</b>	<b>38,680円</b>	<b>34,380円</b>	<b>30,080円</b>
	Aタイプ	<b>37,270円</b>	<b>33,880円</b>	<b>30,500円</b>	<b>27,110円</b>	<b>23,720円</b>
	Mタイプ	<b>5,510円</b>	<b>5,010円</b>	<b>4,510円</b>	<b>4,010円</b>	<b>3,510円</b>

加入締切日	11月20日まで	12月20日まで	1月18日まで	2月20日まで	3月20日まで
補償開始日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日
保険料(一時払)	Sタイプ	<b>21,490円</b>	<b>17,190円</b>	<b>12,890円</b>	<b>8,600円</b>
	Aタイプ	<b>16,940円</b>	<b>13,550円</b>	<b>10,170円</b>	<b>6,780円</b>
	Mタイプ	<b>2,500円</b>	<b>2,000円</b>	<b>1,500円</b>	<b>1,000円</b>

#### ● 中途加入保険料 平成30年5月1日以前の中途加入をご希望の場合(団体割引**20%**適用)

加入締切日	11月20日まで	12月20日まで	1月19日まで	2月20日まで	3月20日まで
補償開始日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日
保険料(一時払)	Sタイプ	<b>21,490円</b>	<b>17,190円</b>	<b>12,890円</b>	<b>8,600円</b>
	Aタイプ	<b>16,940円</b>	<b>13,550円</b>	<b>10,170円</b>	<b>6,780円</b>
	Mタイプ	<b>2,500円</b>	<b>2,000円</b>	<b>1,500円</b>	<b>1,000円</b>

※ 中途加入の場合は、保険料のお振込みが必要です。

保険料のお振込先は下記取扱保険代理店までお問い合わせください。

取扱保険代理店連絡先: (株)カイトー TEL 03-3369-8811

## ◆ 保険の内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の種類およびお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合										
<p>被保険者（ご加入された先生個人）またはその使用人その他被保険者の業務補助者が日本国内において医療業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を怠らなかつたことに起因して患者の身体障害が発生したことにつき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。ただし保険期間中に、患者の身体障害の発生が発見された場合に限りです。</p>	<p>この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="474 261 1068 931"> <tr> <td data-bbox="474 261 628 411">①法律上の損害賠償金</td> <td data-bbox="628 261 1068 411">法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 411 628 526">②争訟費用</td> <td data-bbox="628 411 1068 526">損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 526 628 676">③緊急措置費用</td> <td data-bbox="628 526 1068 676">事故（*）が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 676 628 814">④損害防止軽減費用</td> <td data-bbox="628 676 1068 814">事故（*）が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 814 628 931">⑤協力費用</td> <td data-bbox="628 814 1068 931">引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</td> </tr> </table> <p>（*）医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。 保険金のお支払い方法は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</li> <li>・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。</li> </ul> <p>ただし、上記②の争訟費用については上記①の法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合にかぎり、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。</p>	①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。	②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）	③緊急措置費用	事故（*）が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用	④損害防止軽減費用	事故（*）が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用	⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害</li> <li>② 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害</li> <li>③ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する損害</li> <li>④ 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任</li> <li>⑤ 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任</li> <li>⑥ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任</li> <li>⑦ 日本国外で行われた医療業務</li> <li>⑧ 医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任</li> <li>⑨ 所定の免許を持たない者が行った医療行為に起因する賠償責任</li> </ol> <p style="text-align: right;">等</p>
①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。											
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）											
③緊急措置費用	事故（*）が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用											
④損害防止軽減費用	事故（*）が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用											
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用											
<p>日本国内で行った医療業務に起因して被保険者（ご加入された先生個人）が業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合において、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払します。ただし保険期間中に、患者の身体障害の発生が発見された場合に限り、発見の時から事件確定までに発生した業務上過失致死傷の疑いに関する費用に限りです。</p> <p>※用語の定義等の詳細は、約款をご参照ください。</p>	<p>この補償では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="474 1245 1068 1561"> <tr> <td data-bbox="474 1245 628 1351">①弁護士費用</td> <td data-bbox="628 1245 1068 1351">被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 1351 628 1561">②訴訟費用</td> <td data-bbox="628 1351 1068 1561">刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます（ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除きます。）</td> </tr> </table> <p>これらの費用はその全額が保険金のお支払い対象となりますが、被保険者1名あたり、保険期間を通じて500万円を限度に保険金をお支払します。</p>	①弁護士費用	被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等	②訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます（ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除きます。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事件確定により被保険者が有罪となった場合</li> <li>② 刑法第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に関する弁護士費用</li> <li>③ 弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に関する弁護士費用</li> <li>④ 被保険者が刑事訴訟法第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定が為された費用</li> <li>⑤ 被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用</li> <li>⑥ 刑事訴訟法第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用</li> <li>⑦ 被保険者または保険契約者の故意によって生じた事故</li> <li>⑧ 被保険者と同居する親族に生じた事故</li> <li>⑨ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人に生じた事故</li> <li>⑩ 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する事故</li> <li>⑪ 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する事故。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する事故は除きます。</li> </ol> <p style="text-align: right;">等</p>						
①弁護士費用	被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等											
②訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます（ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除きます。）											

### 開業医の先生方ならびに開業をご予定の先生方へ（ご注意）

本保険は医療事故における勤務医師個人としての法律上の賠償責任を補償する保険契約です。開業医の方は、ご加入いただけません。また、勤務医の方が開業される場合は、別途契約の再締結が必要となります。事前に取扱保険代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

## ◆ 保険期間と保険責任について

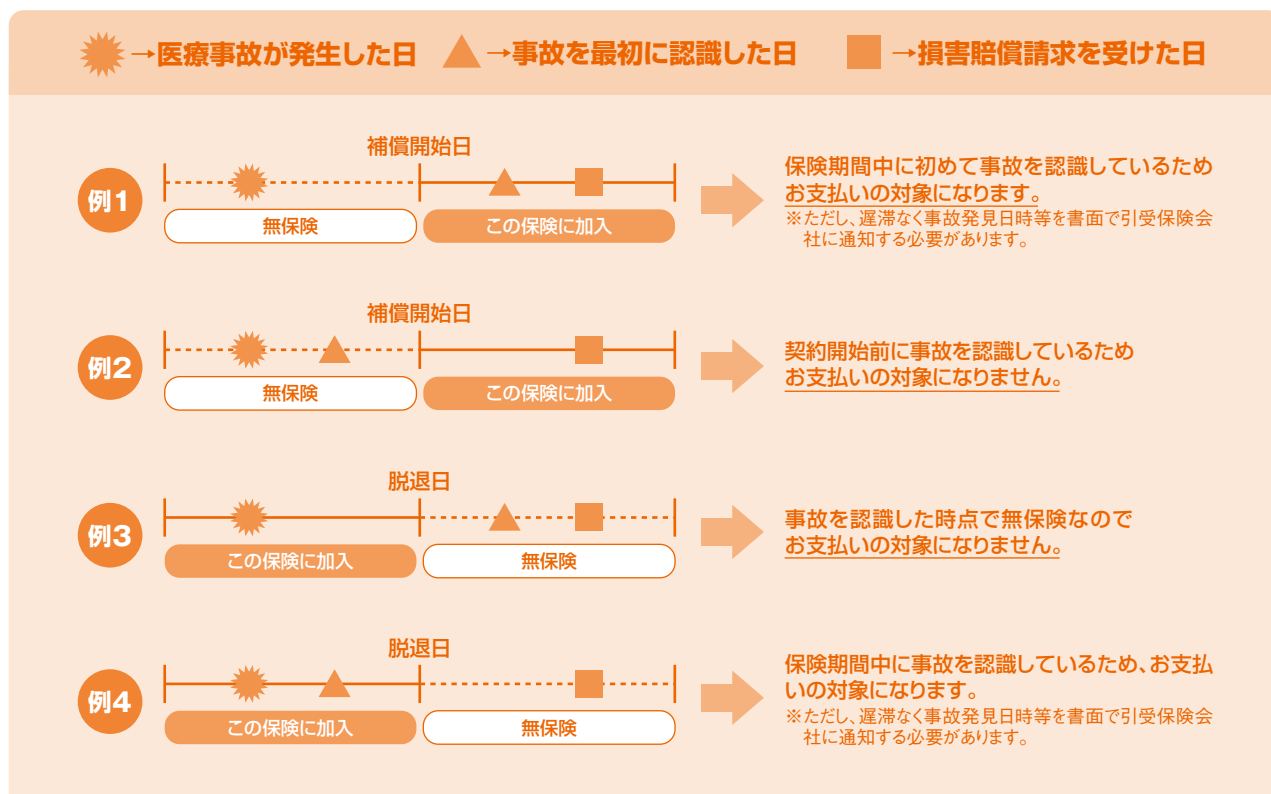
この保険は、被保険者（補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療業務を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに起因して他人（その医療行為の対象となる者をいいます。）の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生したり、身体症状が悪化したことにつき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

ただし、医療上の事故（患者の身体の障害）が保険期間中に発見された場合に限りです。

ここでいう「発見」は以下①②のいずれか早い時点をいいます。（本保険は発見ベース）

- ①被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含む）
- ②被保険者に対して損害賠償請求が提起された時（提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時を含む）

具体的には以下例1～4の通りです。



## ◆ 他の保険会社からの切替えの場合の注意点 詳しくは取扱保険代理店までご相談ください

医師賠償責任保険の他の保険会社からの契約切替えにあたりましては、以下の点にご注意いただきますようお願い申し上げます。

- ①お客様が知りうるすべての「損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害」を、切替え前に、現在ご加入の保険会社に通知しておいてください。

一般に、医師賠償責任保険では、お客様が、損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害またはその原因・事由を知ったときは、身体障害またはその原因・事由等の具体的状況を、遅滞なく書面により保険会社に通知することを定めています。

切替え前に発見されていた事故については、切替え後のこの保険では対象となりません。つきましては、切替え前に、現在ご加入の保険会社に必ず通知しておくようご注意ください。

- ②現在ご加入の保険が「損害賠償請求ベース」の場合、切替え前の事故について、認識していたにもかかわらず保険会社への通知を怠ると保険金が支払われない場合があります。

**損害賠償請求ベース**：「保険期間中に損害賠償請求がなされること」を保険金支払いの条件とする契約

**発見ベース**：「保険期間中に事故が発見されること」を保険金支払いの条件とする契約

本保険は発見ベースのため、現在ご加入の保険が「発見ベース」の場合には、切替えにあたって特段の問題はありませんが、現在ご加入の保険が「損害賠償請求ベース」の場合、切替え前の事故について認識していた場合には切替え前の保険会社に対して、あらかじめ通知をしていただく必要があります。通知を怠ったまま切替え後に損害賠償請求された場合には、本保険のお支払い対象外となる場合がありますので切替えにあたりましては現在ご加入のご契約内容をよくご確認くださいませようお願い申し上げます。

## ◆ご注意いただきたい事項

### もし事故が起きたときは

医療業務に起因して他人の身体の障害が発生したことを発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他必要事項について、書面にて取扱保険代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。  
保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

#### 〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、引受保険会社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

### ご加入の際のご注意

●告知義務:加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。(代理店には、告知受領権があります。)

●通知義務:ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱保険代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

#### ●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

#### ●保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

#### ●保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて:

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、取扱保険代理店または引受保険会社までお問い合わせください。(保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)

※個人情報取扱いに関するご案内(P11)をご確認ください。

#### <重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

このパンフレットは、勤務医師賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款および医師特別約款に基づく契約)の概要をご紹介します。詳しくは、契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款およびセットされる特約条項によりますが、ご不明な点がございましたら、取扱保険代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。

### 勤務医師賠償責任保険 事故時連絡先

東京海上日動火災保険株式会社  
本店損害サービス第一部・医療賠償損害サービス室

**03-3515-7523**

(受付時間:平日9時から17時)

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



**0570-022808** (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



# 勤務医師賠償責任保険についての Q&A

## Q 加入手続きまでの流れは？

A パンフレットの最終ページにある加入依頼書兼口座振替依頼書に必要な事項を記載し、同封している返信用封筒に入れ、ご投函ください。お手元に返信用封筒がない場合には、取扱保険代理店までご照会ください。

## Q 1事故の考え方について教えてください。

A 1事故とは、患者1名の身体障害をいいます。ただし、同一事由で複数名の身体の障害が発生した場合は、損害賠償請求者の数にかかわらず1事故とみなします。

## Q 勤務医師賠償責任保険に加入をしていたけど、病院・診療所を開設することとなりました。どうすればいいの？

A 勤務医師賠償責任保険にご加入いただいている医師が、新たに病院・診療所を開設する場合は、勤務医師賠償責任保険から病院賠償責任保険・診療所賠償責任保険に変更をする必要があります。開設予定がある場合には、必ず事前に対処保険代理店までご連絡をお願いいたします。

## Q 保険期間の途中で加入はできますか？

A 保険期間の途中でも、加入できます。詳細はP4をご参照ください。



加入依頼書は、保険契約申込書の一部を成します。

## 加入依頼書兼口座振替依頼書のご記入方法

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。

また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱保険代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

日本糖尿病学会 御中

**日本糖尿病学会医師賠償責任保険 加入依頼書兼口座振替依頼書**

加入依頼日 平成 30年 1月 1日 中途加入日 平成 年 月 日 団体コード GP691 【ご加入に際して】

加入者(被保険者) 176 フリガナ カイトウ タロウ 205 性別 男 生年月日 279 年 285 日  
206 姓 開東 太郎 265 女 279 年 285 日  
開東 太郎 300218  
職業・職務 医師 ★他の保険契約等★1

加入者(被保険者) 49 〒160-0023 電話番号 266 03-3369-8811 277  
フリガナ トウキョウト シンジュクク ニシシンジュク7-2-6  
漢字 東京都新宿区西新宿7-2-6

勤務先 名 東海 病院 勤務先住所 〒102-8014 カネキョダクサンバンキョウ  
内 科 千代田区三番町6-4  
TEL 03-3515-4153 メールアドレス med.lia-ins@kaito.co.jp 会員番号 123456

**勤務医師賠償責任保険**

①ご希望のタイプに○をつけてください。

記入欄	タイプ名	支払限度額(1事故/保険期間中)	免責金額 (自己負担額)
<input checked="" type="radio"/>	Sタイプ	2億円 / 6億円	0円
<input type="radio"/>	Aタイプ	1億円 / 3億円	0円
<input type="radio"/>	Mタイプ	100万円 / 300万円	0円

告知事項② 下記の告知事項にご回答ください。

★1.本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか(過去に当会社と締結した保険契約の申込み時において、既に告知いただいたものを除きます。)

★2.本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実が既に発生していることを知っていますか(過去に当会社と締結した保険契約の申込み時において、既に告知いただいたものを除きます。)

★3.現在、病院・診療所を開設していますか? また平成31年5月1日までに病院・診療所を開設する予定がありますか?

★他の保険契約等(※) 具体的な内容をご記入ください。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	商品名	満期日(補償の完了する日)	保険金額・支払限度額(ご契約金額)
				万円
				万円

金融機関提出用 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

銀行 農協 信用金庫 信用組合 労働金庫 御中 労働金庫

1 2 3 2 8 2 0 4 5 月 1 日 13 5 0 0 0 0 1 2 4 5 2

金融機関使用事項(不備返却事由)

1 預金取引なし	3 印鑑不備
2 記載事項不備	4 その他事由

指定口座 ゆうちょ銀行 種目コード 16630 通帳記号 458 0 の 461 通帳番号(右つめてご記入ください) 467  
払込先口座番号 00140-5-120363 払込先加入者名 明治安田システム・テクノロジー株式会社 払込金の種別 集金 30

口座番号は通帳やカードでご確認の上、右つめてご記入ください。

口座名義人(預・貯金者名) カネキョウ カイトウ タロウ 振替日 4/27(日) 振替日 4/27(日)

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印をご押印ください。

平成29年10月作成 17-T05991

本依頼書記入日をお書きください。

ご捺印をお願いいたします。

自宅・勤務先どちらのメールアドレスでも結構です。

日本糖尿病学会の会員番号を必ずご記入ください。

本依頼書記入日をお書きください。

必ず金融機関お届け印を押してください。

日本糖尿病学会の会員番号をご記入ください。

口座番号は通帳やカードでご確認の上、右つめてご記入ください。

金融機関にお届けの氏名をご記入ください。

勤務医師賠償責任保険にご加入される方

①ご希望のタイプに○をつけてください。

②告知事項にご回答ください。

告知事項・通知事項は、保険種類ごとに異なります。右表をご確認いただき、正しくご記入いただきますようお願いいたします。

正しく告知・通知いただけない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

告知事項	告知事項かつ通知事項	医師賠償責任保険
★	☆	被保険者名 ☆
★	☆	損害賠償請求に関する告知 ★
☆	☆	病院・診療所開設予定に関する告知 ☆
★	☆	他の保険契約等 ★

# 日本糖尿病学会医師賠償責任保険 加入依頼書兼口座振替依頼書

加入依頼書兼口座振替依頼書は、保険契約申込書の一部を成します。

加入依頼日 平成 年 月 日 中途加入日 平成 年 月 日 団体コード GP691 【ご加入に際して】

加入者(被保険者)	☆ご氏名	176 フリガナ 206 姓	名	205 265	性別 男 女 279 平 昭 5 3 大 2	生年月日				285 日
	職業・職務	★他の保険契約等*1				あり なし	*1他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合には「あり」に○をし、該当目欄に詳細をご記入ください。			

私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。  
①私が契約者である団体の構成員であること  
②裏面の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

加入者(被保険者)	ご住所	〒 49 51 52 55 266 277	電話番号	277
	フリガナ	56		115
	漢字	116		175

勤務先	名	病院	〒	カナ
	科			
TEL	-	-	メールアドレス	会員番号

## 勤務医師賠償責任保険

①ご希望のタイプに○をつけてください。

記入欄	タイプ名	支払限度額(1事故/保険期間中)	免責金額(自己負担額)
<input type="radio"/>	Sタイプ	2億円 / 6億円	0円
<input type="radio"/>	Aタイプ	1億円 / 3億円	0円
<input type="radio"/>	Mタイプ	100万円 / 300万円	0円

②下記の告知事項にご回答ください。

告知事項申告欄	告知事項	はい	いいえ
告知事項申告欄 告知事項に○を付けてください	★1.本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか(過去に当会社と締結した保険契約の申込み時において、既に告知いただいたものを除きます。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	★2.本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実が既に発生していることを知っていますが(過去に当会社と締結した保険契約の申込み時において、既に告知いただいたものを除きます。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	☆3.現在、病院・診療所を開設していますか? また平成31年5月1日までに病院・診療所を開設する予定がありますか?	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

★他の保険契約等(\*) 具体的な内容をご記入ください。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	商品名	満期日(補償の完了する日)	保険金額・支払限度額(ご契約金額)
				万円
				万円

(\*)他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

金融機関提出用

## 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

銀行 農協  
信用金庫 漁協  
信用組合 御中  
労働金庫

新規2 変更3 H1113A3(510)023

1 2 3 4 5 月 12 13 22

232820 5000012452

会費書 23 申込日 平成 年 月 日

収納代行会社 明治安田システム・テクノロジー株式会社

捨印

契約者及び預金者は、預金口座振替の方法により収納代行会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)を通じて行うこととしたいので、裏面の預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。

金融機関使用事項(不備返却事由)

1 預金取引なし	3 印鑑相違
2 記載事項等相違	4 その他事由
ア.店名 イ.預金種目 ウ.口座番号 エ.口座名義	

(お願い)この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が送付された場合、記載内容に不備がありましたら、上記該当項目に○印を付けて明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)へ至急ご返送ください。

(〒135-8385東京都江東区東陽2-2-20 東陽駅前ビル10階 TEL:03-3615-3121)

指定口座	銀行・労働金庫 信用金庫・信用組合 農協・漁協	本店 出張所	金融機関番号 289:	店舗番号 293:	預金種目 296 普通1 当座2	口座番号(右つめでご記入ください) 297: 303
	ゆうちょ銀行	種目コード 1 6 6 3 0 454 9 9 0 0 457	契約種別コード 1	通帳記号 458 460 の 461	通帳番号(右つめでご記入ください) 467	
	払込先口座番号	00140-5-120363	払込先加入者名	明治安田システム・テクノロジー株式会社	払込金の種別	集金 30
	口座名義人(預・貯金者名)	カナ 預・貯金者名	304	金融機関お届け印	振替日 12日または27日 [当日が休業日の場合は翌営業日]	333

検印

印鑑照合

受付印  
取扱店日附印

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印をご押印ください。

### 個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

### —預金口座振替規定— ゆうちょ銀行は除く\*

1. 貴行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申し出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

\* ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。